

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
波佐見町	駄野地区	令和3年3月16日	平成31年3月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	66.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	53.1 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	8.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	59.7 ha
(備考) 昭和45、50年度 圃場整備 77 ha 農地中間管理事業による集積 50.0 ha (R2.9)	

注1：③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積は2.6 haあり、集落営農法人や認定農業者で引き受けていく。今後、法人のオペレーター・作業員の育成、確保が必要。また、中核的農家への農地集積が課題。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

駄野地区の農地利用は、中心経営体である集落営農法人や認定農業者が担っていく。また、新たな担い手組織として、農事組合法人の設立を検討する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>○ 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>○ 農地集積の取組方針</p> <p>作業の効率化のため、作目団地化や中核的農家への農地集積に取り組む。</p>
<p>○ 担い手確保への取組方針</p> <p>新たな担い手組織として、農事組合法人の設立を検討する。また、集落営農法人の担い手（オペレーター・作業員）育成、確保に取り組む。</p>
<p>○ 高収益作物の導入方針</p> <p>米、麦等の土地利用型作物以外に、キャベツ、ばれいしょ、ブロッコリーなどの園芸作物の生産に取り組む。また、新たな高収益作物についても検討する。</p>
<p>○ 生産性向上に向けた取組方針</p> <p>園芸品目作付圃場については、弾丸暗きょや額縁明渠などの排水対策を徹底し、収量及び品質の向上を目指す。また、計画的な圃場選定に努める。今後、野菜集荷施設の整備や専用機械の導入を検討する。</p>
<p>○ 労働力確保への取組方針</p> <p>新たな労働力として農福連携等を検討する。</p>
<p>○ 産地における合意形成への取組方針</p> <p>定期的に駄野土地改良区営農委員会等を開催し、産地における合意形成を図る。</p>